

「今後の食品リサイクル制度のあり方」(意見具申)(案)への意見

循環型社会部会長 浅野 直人

本日の議題である「今後の食品リサイクル制度のあり方」(意見具申)(案)について、意見を申し上げます。

各種リサイクル法は、全てが循環型社会形成推進基本法の体系の下に位置づけられるものであり、個別のリサイクル制度の見直しにおいては、それぞれの既存の制度の枠組みにとらわれることなく、循環型社会形成推進の全体のあり方を見据えた観点が必要である。

食品リサイクル制度に関しても、今後の推進施策の検討においては、例えば食品循環資源の再生利用手法について、飼料化や肥料化といった農業利用の観点のみならず、医薬品・栄養補助剤としての利用や、工業利用にも拡大していくことを目指すことが必要である。

また、食品循環資源のメタン化利用の推進においても、食品リサイクルだけではなく、地域の事情に応じて畜産糞尿、下水汚泥あるいは剪定枝などの利用と合わせた観点が必要であるし、熱利用についても食品循環資源のみならず他の廃棄物も含めて考えることが必要である。

以上